



亀田郷土地改良区

新潟県新潟市江南区東早通1丁目2番25号
〒950-0148 TEL 025 (381) 2131 FAX 025 (382) 6756
ホームページ <http://www.kamedagou.jp>

発行責任者

理事長 齋藤博文

● 亀田郷土地改良区シンボルカラー ● 農地 ● 水をイメージ



東部地区事務所（横越工区・亀田工区）☎381-7586 ㊟382-9339／南部地区事務所（両川工区・曾野木工区）☎384-8502 ㊟384-0061
西部地区事務所（鳥屋野工区・山潟工区・石山工区）☎384-8660 ㊟384-0691／北部地区事務所（大江山工区・大形工区）☎381-7715 ㊟381-7719

県営地盤沈下対策事業 亀田郷阿賀地区
（FRPM管で施工される阿賀用水路）



内容

- 平成30年度臨時総代会開催報告
- 役員（監事）総選挙を実施
- 理事総選挙
- 土地改良区からのお願い

組合員数 4,516人（平成30年3月31日現在）

横 越 943／大江山 781／亀 田 698
両 川 460／曾野木 484／鳥屋野 141
山 潟 219／石 山 227／大 形 563

平成30年度 臨時総代会開催報告

平成30年11月30日、平成30年度第2回臨時総代会を開催しました。議長に佐藤誠一総代（横越）、副議長に三原修総代（曾野木）を選出し、平成30年度補正予算案ほか3議案について原案どおり議決・承認されました。

平成30年度 第2回臨時総代会

付議事項

- 認第1号 専決処分の承認について
- 認第2号 平成30年度収支予算の執行状況および財務状況報告の承認について
- 報第1号 監査報告について
- 議第1号 平成30年度収支補正予算案について



役員（監事）総選挙を実施

任期満了に伴う役員（監事）総選挙を平成30年11月30日に実施しました。候補者の届出が定数を超えなかったため総代会での投票は行わず、同日選挙会により当選人を決定しました。選挙管理者には清水良一総代（石山）、選挙立会人には五十嵐利夫総代（横越）、鷺津敦総代（曾野木）、吉野収総代（大形）が理事長より指名され、選挙事務を行いました。選挙会終了後、選挙管理者から当選者に当選通知書が付与されました。

また、平成31年1月11日に第1回監事会を開催し、小林信行さんが総括監事に互選されました。



小林耕四郎さん
(第二監事 鳥屋野)



小林信行さん
(総括監事 亀田)



小島敏夫さん
(第一監事 大形)



選挙会



当選通知付与

理事総選挙

役員（理事）の任期満了（平成31年4月10日）に伴う総選挙を実施します。日程および定数は次のとおりです。

日 程		
日 程	事 項	付 記
2月26日（火）	選挙・投票・開票管理者並びに各立会人の決定、選挙通知配布	理事会
2月27日（水）	選挙公告	
2月27日（水） ～2月28日（木）	立候補受付	
3月1日（金）	候補者公告	
3月8日（金）	理事総選挙、当選通知、当選人公告	通常総代会
3月15日（金）	当選人確定公告	当選辞退届締切：3月14日（木）
4月11日（木）	新理事就任	理事会

定 数

被 選 挙 区	定 数
第一被選挙区（横 越）	1
第二被選挙区（大江山）	1
第三被選挙区（亀 田）	1
第四被選挙区（両 川）	1
第五被選挙区（曾野木）	1
第六被選挙区（鳥屋野）	1
第七被選挙区（山 潟）	1
第八被選挙区（石 山）	1
第九被選挙区（大 形）	1
計	9

土地改良区からのお願い

組合員資格得喪通知について（農地法第3条）

土地改良区の賦課台帳は、組合員皆さまからの届出によって更新されます。農地を売買した場合は、速やかに「組合員資格得喪通知書」をご提出ください。手続を怠りますといつまでも組合費が売り手に掛かることになります。

なお、「組合員資格得喪通知書」をご提出いただいた際は、土地改良区の方で賦課地の調査等行い、場合によっては必要な手続きをお願いしますので、ご理解、ご協力の程お願い申し上げます。

農地の転用について（農地法第4条・第5条）

ご自分の農地を自ら転用する場合や農地を売ったり貸したりして転用する場合、土地改良区への申請と共に決済金が必要となります。

◆決済金とは

- ・区域内における農地を宅地や公共事業用地（道路、水路敷等）など農地以外の用途に転用されると当該受益面積が減少し、償還金や将来の維持管理費を残された農地の組合員が負担することになり、その過重負担を招くことのないように農地を転用するとき土地改良法（第42条）に基づき一定額を納めていただくものです。
- ・決済金の算定にあたっては毎事業年度のはじめに次年度以降の債務額、県営事業分担金、団体営事業負担金のほか将来の維持管理費や事務費なども組み入れて算定し、理事会において決済金の額を決定しています。
- ・平成30年度の農地転用に伴う決済金は、次のとおりとなります。

田 642,000円（10a当たり）

畑 160,000円（10a当たり）

（地目変更は10a当たり482,000円）

手数料について

土地改良区の許可書、同意書、意見書又は証明書その他これに類する文書を交付する場合は、手数料として1,080円（事務手数料＋消費税）を納入いただきます。

他目的使用について

土地改良区が管理する農道や水路を農業以外の目的で使用する場合、土地改良区の許可が必要となりますので、速やかに「土地改良財産他目的使用申請書」をご提出ください。

使用期間は最大で5年間です。引き続き使用する場合は更新手続きが必要です。

無断で使用している場合、直ちに撤去命令を発し、原形に復するため復旧工事等の費用をご負担いただきます。

なお、広告看板は許可いたしません。

他目的使用に伴う納入額は次のとおりとなります。

1. 使用料金（5年分）

- | | | |
|------------|--------|------------|
| ①乗入れ（橋など） | 1㎡当たり | 7,200円／5年間 |
| ②浄化槽排水 | 1人槽当たり | 1,800円／5年間 |
| ③ガス管・上下水道管 | 家庭引込 | 免除 |

2. 消費税（現行8％）

申請様式のダウンロードについて

土地改良区への申請や届出等の様式がホームページからダウンロードできるようになりました。形式はExcel（エクセル）とWord（ワード）をご用意しましたのでご利用ください。

なお、ご提出いただく際は、関係図面や関係資料の添付を要しますので、ご不明な点は、土地改良区本部又は本部1Fの各地区事務所へお問い合わせください。

ホームページアドレスは次のとおりです。

<http://www.kamedagou.jp/download/>

土地改良区からのお願い

灯油の流出事故防止について

一年を通して用水路・排水路への油の流出事故が絶えません。

消防署や警察署から農家の皆さまへ啓発をお願いされております。

油類の流出は火災の危険性だけではなく周辺の自然環境にも深刻な影響を与えかねません。

万が一農地にまで汚染が広がってしまいますと、作付け補償や土壌改良などその補償は計りしれません。

今一度、身の回りの屋外・屋内の貯蔵施設をご確認頂きますようお願いいたします。

農家の皆さまにお願いしたいこと

- ①ホームタンクからポリタンクへの小分け中は、絶対にその場から離れない。
- ②小分け後は、しっかりとバルブを閉めたことを確認する。
- ③ビニールハウスや作業小屋への配管に異常がないか確認する。
- ④除雪や草刈り作業によってバルブや配管を傷めないように注意する。

水路溝畔や道路法面の適切な管理についてのお願い

最近、水路溝畔や道路法面における野菜・果樹・花卉等の無断作付けが見受けられ、次のような問題を引き起こす場合がありますので、排水路敷地及び道路法面にある全ての私物（作物、立木等）はご自身の責任で撤去をお願いします。

・通水障害

落ち葉、枯れ枝、不法投棄されたビニールなどによって通水障害が発生した場合、上流部の農地や宅地が冠水することはもとより、皆様方の生活環境の悪化を招く恐れがあります。

・水路改修事業の妨げ

農業農村整備事業により改修が予定されている路線（水路）で、事前に行う調査・測量又はその後に行われる工事において、無断作付け（無断占用）が支障となり事業実施が停滞する恐れがあります。

なお、地元における土地改良施設用地は原則として、それを利用する地先管理となっておりますので、工区・分区の役員の皆様におかれましては、地先への周知と適切な対応をよろしくお願いします。

